

用語の解説

環境省総合環境政策局環境影響評価課 「環境影響評価情報支援ネットワーク」
環境アセスメント用語集より本事業に関連する項目を引用

あ行（あ～お）

アイドリング・ストップ（あいどりんぐすとっぷ）

該当カテゴリ：大気質、騒音・超低周波音、温室効果ガス等

自動車走っていない時にエンジンをかけっぱなしにすること（アイドリング）は、やめようということ。不必要なアイドリングをやめれば、車の騒音防止のほか、燃料の節約や、排ガスの削減となる。

悪臭（あくしゅう）

該当カテゴリ：悪臭

悪臭は、騒音や振動とともに感覚公害と呼ばれる公害の一種であり、また、環境基本法第2条で定める「公害」（いわゆる典型七公害）の中の一つである。

悪臭による公害は、その不快なおいにより生活環境を損ない、主に感覚的・心理的な被害を与えるものであり、感覚公害という特性から住民の苦情や陳情と言う形で顕在化し、汚染物質等の蓄積はないものの、意外なほど広範囲に被害が広がることも少なくない。

悪臭の大部分は、低濃度・多成分の臭気物質からなっており、これらが複合して住民の嗅覚に作用し、苦情となっていることが多い。しかし、嗅覚には個人差があり、その感度は年齢、性別、健康状態、喫煙の習慣などによっても影響される。このため、特定の人には悪臭として感じられるが、他の人は感じないといったことがでてくる。また、悪臭は風等に運ばれ、広範囲に拡散することがあるため、発生源の特定を難しくしている場合も少なくない。

悪臭防止法では、「不快なおい原因となり、生活環境を損なうおそれのある物質」として、現在22種類の化学物質を特定悪臭物質として規制している。

悪臭規制基準（あくしゅうきせいきじゅん）

該当カテゴリ：悪臭

悪臭は悪臭防止法に基づき対象地域を都道府県知事が指定して排出の規制を行う。地域住民の生活環境を保全するため、地域の自然的・社会的条件などを考慮し、（1）事業場の敷地境界の地表における悪臭物質濃度、（2）煙突その他の気体排出口における悪臭物質濃度、（3）事業場の敷地境界における排出水に含まれる悪臭物質濃度の3種類の規制基準を定めることとされている。

規制地域内の事業場から排出される悪臭物質が規制基準に適合せず、その排出によって住民の生活環境が損なわれていると認められる場合、都道府県知事は改善勧告、さらには改善命令を発動することができ、改善命令に違反した場合には処罰が課せられる。

悪臭規制地域（あくしゅうきせいちいき）

該当カテゴリ：悪臭

悪臭防止法に基づき、都道府県知事が指定する、住居が集合している地域などの住民の生活環境を保全するため悪臭を防止する必要があると認められる地域であり、事業場における事業活動に伴って発生する悪臭原因物質の排出を規制する地域。この地域ごとに、規制基準が定められることとなる。

悪臭防止法（あくしゅうぼうしほう）

該当カテゴリ：悪臭

規制地域内の工場・事業場の事業活動に伴って発生する悪臭について必要な規制を行うこと等により生活環境を保全し、国民の健康の保護に資することを目的とする法律。

暗騒音（あんそうおん）

該当カテゴリ：騒音・超低周波音

ある特定の騒音に着目したとき、それ以外の全ての騒音を暗騒音という。したがって、たとえ着目している騒音以外の、ある騒音の方が大きく支配的であってもそれは暗騒音（の一部）である。

閾値（いきち）

該当カテゴリ：環境一般、大気質、悪臭、騒音・超低周波音、振動、水質、底質、地下水等、地形・地質、地盤、土壌等

「しきいち」とも読む。最小有効量(minimum effective dose)ともいう。環境関係では、たとえば

化学物質や温度等の環境変化による生体の反応や中毒・障害の発生しはじめる最小値をいう。臭気（悪臭）では臭いを感知できる臭気成分の最小濃度を閾値とする。

1 時間値（いちじかんち）

該当カテゴリ：大気質

大気質の測定において、60 分間試料吸引を続けて測定する場合の測定値。大気汚染に係る環境基準では、二酸化硫黄（SO₂）、一酸化炭素（CO）、浮遊粒子状物質（SPM）、二酸化窒素（NO₂）は1 時間値の1 日平均値によることとしている。

一酸化炭素（CO）（いっさんかたんそ）

該当カテゴリ：大気質

燃料等の不完全燃焼により生じ、自動車が主な発生源とされている。一酸化炭素（CO）は、血液中のヘモグロビンと結合して酸素運搬機能を阻害するなど健康へ影響を及ぼすほか、温室効果のあるメタン（CH₄）の寿命を長くする。

環境基準が設定されているほか、大気汚染防止法に基づき自動車排出ガスの中の一酸化炭素の排出量について許容限度が定められ、規制が行われている。

一酸化窒素（NO）（いっさんかちっそ）

該当カテゴリ：大気質

窒素酸化物（NO_x）は、物の燃焼や化学反応によって生じる窒素と酸素の化合物で、主として一酸化窒素（NO）と二酸化窒素（NO₂）の形で大気中に存在する。

発生源は、工場・事業場、自動車、家庭等多様である。発生源からは、大部分が一酸化窒素として排出されるが、大気中で酸化されて二酸化窒素になる。

一般環境大気測定局（いっぱんかんきょうたいいきそくていきょく）

該当カテゴリ：大気質

一般環境大気の大気汚染状況を常時監視（24 時間測定）する測定局である。

一般粉じん（いっぱんふんじん）

該当カテゴリ：大気質

大気汚染防止法では、物の破砕やたい積等により発生し、又は飛散する物質を「粉じん」という。このうち、大気汚染防止法では、人の健康に被害を生じるおそれのある物質を「特定粉じん」（現在、石綿（アスベスト）を指定）、それ以外の粉じんを「一般粉じん」と定めている。

一般粉じんに係る規制としては、大気汚染防止法により、破砕機や堆積場等の一般粉じん発生施設の種類ごとに定められた構造・使用・管理に関する基準の遵守が義務付けられている。

移動発生源（いどうはっせいげん）

該当カテゴリ：大気質

大気汚染物質の発生源のうち、発生場所が移動するものを移動発生源といい、自動車、船舶、航空機等がこれに当たる。

近年自動車による輸送の高速化、迅速化により、自動車排出ガスによる大気汚染が社会問題となっており、大気汚染防止法では、自動車排出ガスとして、一酸化炭素（CO）、炭化水素（HC）、鉛（Pb）化合物、窒素酸化物（NO_x）、粒子状物質（PM）の5 物質を指定し、規制が行われている。

→固定発生源

影響要因（えいきょうよういん）

該当カテゴリ：環境一般

環境影響を与える側としての行為を影響要因という。

環境影響評価法に基づく基本的事項においては、影響要因は、事業としての土地又は工作物が完成するまでの工事と、工事完了後の土地又は工作物の存在・供用の2 つに区分され、それぞれにおいて環境に影響を及ぼし得る要因を細区分として抽出できるようになっている。

A 特性（えーとくせい）

該当カテゴリ：騒音・超低周波音

可聴域を評価するための周波数補正特性で、騒音レベルの測定において広く用いられているもの。A 特性を用いて測定した音圧レベルが騒音レベルであり、単位は dB（デシベル）である。

Leq（えるいーきゅー）

該当カテゴリ：騒音・超低周波音

等価騒音レベル (equivalent continuous sound level) の記号。

「等価騒音レベル」参照

L₅₀ 値 (中央値) (えるごじゅうち (ちゅうおうち))

該当カテゴリ：騒音・超低周波音

騒音計の指示値が不規則に変動する場合の騒音レベルの表し方の一つで、L50 値はそのレベルより高いレベルの時間と低いレベルの時間が半分ずつあることを示す。

煙源 (えんげん)

該当カテゴリ：大気質

大気汚染の予測における大気汚染物質の発生源を指す。排出形態により、面煙源、点煙源、線煙源に分けられる。

煙道 (えんどう)

該当カテゴリ：大気質

燃焼装置の排出ガスを発生源から煙突まで導く通路 (ダクト) を指す。

か行 (か〜こ)

拡散モデル (かくさんもでる)

該当カテゴリ：大気質、悪臭、水質、底質、地下水等

流体 (気体又は液体) の内部に濃度差があるとき、高濃度部から低濃度部へ物質の輸送が起こることを拡散という。

環境影響評価においては、発生源から排出された大気汚染物質や水質汚濁物質が、大気や河川、湖沼、海域中に広がるとき、どのように拡散するかを把握するため、各種の条件を選択した上で広がり方の予測を行う。その方法として各種の拡散モデルが提案されている。

環境影響評価 (かんきょうえいきょうひょうか)

該当カテゴリ：環境一般

環境アセスメントともいう。また、英語では Environmental Impact Assessment であり、EIA という略称も広く使用される。

環境に大きな影響を及ぼすおそれがある事業について、その事業の実施に当たり、あらかじめその事業の環境への影響を調査、予測、評価し、その結果に基づき、その事業について適正な環境配慮を行うこと。わが国においては、環境影響評価法等に基づき、道路やダム、鉄道、発電所などを対象にして、地域住民や専門家や環境担当行政機関が関与しつつ手続が実施されている。

環境基準 (かんきょうきじゅん)

該当カテゴリ：環境一般

環境基本法第 16 条の規定に基づき、「人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」として国が定めるもの。

環境基本法 (かんきょうきほんほう)

該当カテゴリ：環境一般

環境の保全について、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに人類の福祉に貢献することを目的とする法律。

環境基本法第 20 条には、環境影響評価の推進の規定がある。

環境騒音 (かんきょうそうおん)

該当カテゴリ：騒音・超低周波音

観測しようとする場所におけるすべてを含めた騒音。環境基準との比較などを行う場合は、等価騒音レベル Leq を用いる。

環境要素 (環境影響評価における) (かんきょうようそ (かんきょうえいきょうひょうかにおける))

該当カテゴリ：環境一般

環境影響評価の評価対象のうち、環境影響を受ける要素を環境要素という。

環境影響評価項目を選定する際の区分として示されているものであり、環境の自然的構成要素の良好な状態の保持（大気環境、水環境、土壌環境、その他の環境）、生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全（植物、動物、生態系）、人と自然との豊かな触れ合い（景観、人と自然との触れ合いの活動の場）、及び環境への負荷（廃棄物等、温室効果ガス等）の4分野について環境要素を設定している。

規制基準（きせいきじゅん）

該当カテゴリ：環境一般

法律又は条例に基づいて定められた公害の原因となる行為を規制するための基準であり、工場等はこの基準を守る義務が課せられている。大気汚染防止法では「排出基準」、水質汚濁防止法では「排水基準」、騒音規制法、振動規制法、悪臭防止法では「規制基準」という用語が用いられている。規制基準は、主に地域の環境基準を維持するために課せられる基準である。

建設作業騒音（建設作業振動）（けんせつさぎょうそうおん（けんせつさぎょうしんどう））

該当カテゴリ：騒音・超低周波音、振動

建設作業（工事）によって発生する騒音（振動）。建設作業に伴う騒音（振動）の規制は、騒音規制法、振動規制法に基づき定められたものについて、敷地境界線上での基準値、作業時間の定め等がある。

公害防止条例（こうがいぼうしじょうれい）

該当カテゴリ：環境一般

公害防止のために地方公共団体が定めた条例の総称。地方公共団体の公害防止に関する施策、地域の環境等の実情に即した規制などが含まれる。

光化学オキシダント（こうかがくおキシだんと）

該当カテゴリ：大気質

工場・事業場や自動車から排出される窒素酸化物（NOx）や揮発性有機化合物（VOC）などが太陽光線を受けて光化学反応を起こすことにより生成されるオゾンなどの総称で、いわゆる光化学スモッグの原因となっている物質。強い酸化力を持ち、高濃度では眼やのどへの刺激や呼吸器に影響を及ぼすおそれがあり、農作物などにも影響を与える。

交通容量（こうつうようりょう）

該当カテゴリ：環境一般

ある道路がある状況下でどれだけの自動車を通し得るかという、その道路が構造上有している能力。一般には、実際の道路条件と交通条件のもとで一つの車線または道路上の1点断面を1時間に通過し得る車両自動車の最大数である「可能時間交通容量」を指すことが多い。

固定発生源（こていはっせいげん）

該当カテゴリ：大気質

大気汚染発生源のうち、発生場所の移動しない発生源。工場・事業所、発電所、家庭などを指す。

固定発生源については、大気汚染防止法や公害防止条例等により、ばい煙の規制が行われている。

→移動発生源

さ行（さ～そ）

時間帯補正等価騒音レベル（じかんたいほせいとうかそうおんれべる）

該当カテゴリ：騒音・超低周波音

Lden という。

個々の航空機騒音の単発騒音曝露レベルに昼・夕・夜の時間帯補正を加えてエネルギー加算し、1日の時間平均を取ってレベル表現したもの。わが国の航空機騒音に係る環境基準の評価指標はWECPNLを採用しているが、近年の騒音測定機器の技術的進歩及び国際的動向に即して、2013（平成25）年4月より新たな評価指標として時間帯補正等価騒音レベル（Lden）を採用することとされている。

時間率騒音（振動）レベル（じかんりつそうおん（しんどう）れべる）

該当カテゴリ：騒音・超低周波音

騒音レベルが、対象とする時間範囲のN%の時間にわたってあるレベル値を超えている場合、その

レベルをNパーセント時間率騒音レベルという。なお、50パーセント時間率騒音レベルLA50を中央値、5パーセント時間率騒音レベルLA5を90パーセントレンジの上端値、95パーセント時間率騒音レベルLA95を90パーセントレンジの下端値などという。単位はdB（デシベル）。振動でも同様であり、単位はdB（デシベル）。建設作業騒音（建設作業振動）や工場騒音（工場振動）を表すときに用いられる。

自動車騒音（じどうしゃそうおん）

該当カテゴリ：騒音・超低周波音

自動車の運行に伴い発生する騒音。自動車騒音には、エンジン本体音、冷却ファン音、吸排気音、タイヤ音などがあり、騒音規制法では、自動車が一定の条件で運行する場合に発生する自動車騒音（自動車単体での騒音：car noise）と指定地域内における道路での走行に伴い発生する自動車騒音（道路交通騒音）に分け、前者は車種別及び走行状態により、後者は区域、車線数及び時間の区分により限度が定められている。

自動車騒音の大きさの許容限度（じどうしゃそうおんの大きさのきょようげんど）

該当カテゴリ：騒音・超低周波音

自動車が一定の条件で運行する場合に発生する自動車騒音の大きさの許容限度。騒音規制法第16条第1項に基づき、定められる。

周波数（しゅうはすう）

該当カテゴリ：騒音・超低周波音、振動

電磁波、音波など周期波の毎秒の繰り返し回数。単位はHz（ヘルツ）。

条例（じょうれい）

該当カテゴリ：環境一般

地方公共団体が制定する法形式。地方議会の議決を経て制定される。法律の範囲内で法令に違反しない範囲で制定される。

省令（しょうれい）

該当カテゴリ：環境一般

各省の大臣が、主任の行政事務について、法律や政令を施行するため、又は法律や政令の特別の委任に基づいて、それぞれその機関の命令として発するもの。例えば、国土交通大臣が発する命令は国土交通省令、環境大臣が発する命令は環境省令という。

振動規制基準（しんどうきせいきじゅん）

該当カテゴリ：振動

振動規制法においては、地域住民の生活環境を保全するため、地域の自然的・社会的条件などを考慮し、都道府県知事が規制基準を定めることとしている。都道府県知事は、発生する振動が規制基準に適合しないことにより周辺の生活環境が損なわれると認めるとき、改善勧告、さらには改善命令を発動することができ、改善命令に違反した場合には処罰が課せられる。

振動規制地域（しんどうきせいちいき）

該当カテゴリ：振動

振動規制法に基づき、都道府県知事が指定する、住宅が集合している地域、病院又は学校の周辺地域などの住民の生活環境を保全する必要があると認められる地域であり、特定工場等において発生する振動や特定建設作業に伴って発生する振動について規制する地域。この地域ごとに、昼間や夜間などの時間の区分ごとの規制基準が定められることとなる。

振動規制法（しんどうきせいほう）

該当カテゴリ：振動

工場・事業場における事業活動並びに建設工事に伴って発生する相当範囲にわたる振動について必要な規制を行なうとともに、道路交通振動に係る要請の措置を定めること等により、生活環境を保全し、国民の健康の保護に資することを目的としたもの。

振動レベル（しんどうれべる）

該当カテゴリ：振動

人が感じる振動の強さを表す指標として使われる量で、振動のエネルギーの大きさを示す振動加速度レベルを振動感覚補正特性で補正したもの。単位としてdB（デシベル）が用いられる。

静穏（せいおん）

該当カテゴリ：大気質

風が弱く穏やかな状態を表す用語。気象観測等において、風速がある数値より小さいときに「静穏（calm）」または「C（calmの頭文字）」を用いて表すが、その定義は観測方法等により異なる。風がこのような静穏状態になると汚染物質は拡散せず滞留しやすくなる。

生活環境項目（せいかつかんきょうこうもく）

該当カテゴリ：水質、底質、地下水等

河川、湖沼、海域ごとに利用目的に応じた水域類型を設けてそれぞれ生活環境を保全する等の上で維持されることが望ましい基準値が定められている。

→水質汚濁に係る環境基準、生活環境の保全に関する環境基準、人の健康の保護に関する環境基準

政令（せいれい）

該当カテゴリ：環境一般

内閣が定める命令。

騒音規制基準（そうおんきせいきじゅん）

該当カテゴリ：騒音・超低周波音

騒音規制法においては、地域住民の生活環境を保全するため、特定工場等に係る騒音、及び特定建設作業に関する騒音の規制基準を定めることとされている。市町村長は、発生する騒音が規制基準に適合しないことにより周辺の生活環境が損なわれると認めるとき、改善勧告、さらには改善命令を発動することができ、改善命令に違反した場合には罰則が課せられる。

騒音規制地域（そうおんきせいちいき）

該当カテゴリ：騒音・超低周波音

騒音規制法においては、都道府県知事は、住宅が集合している地域、病院又は学校の周辺地域などの住民の生活環境を保全する必要があると認める地域を、特定工場等において発生する騒音や特定建設作業に伴って発生する騒音について規制する地域として指定することとしている。この地域ごとに、昼間や夜間などの時間の区分ごとの規制基準が定められることとなる。

騒音規制法（そうおんきせいほう）

該当カテゴリ：環境一般、騒音・超低周波音

工場及び事業場における事業活動並びに建設工事に伴って発生する相当範囲にわたる騒音について必要な規制を行なうとともに、自動車騒音に係る許容限度を定めること等により、生活環境を保全し、国民の健康の保護に資することを目的とした法律。

騒音レベル（そうおんれべる）

該当カテゴリ：騒音・超低周波音

計量法第 71 条の条件に合格した騒音計で測定して得られた測定値であり、騒音の大きさを表すものの。

た行（た〜と）

ダイオキシン類対策特別措置法（だいいおきしんるいたいさくとかくべつそちほう）

該当カテゴリ：環境一般、大気質、水質、底質、地下水等、地形・地質、地盤、土壤等

1999（平成 11）年 7 月に議員立法により制定されたダイオキシン類対策に係る法律。

ダイオキシン類による環境汚染の防止や、その除去などを図り、国民の健康を保護することを目的に、施策の基本とすべき基準（耐容一日摂取量及び環境基準）の設定、排出ガス及び排水に関する規制、廃棄物処理に関する規制、汚染状況の調査、汚染土壌に係る措置、国の削減計画の策定などが定められている。

大気安定度（たいきあんていど）

該当カテゴリ：大気質

気温が下層から上層に向かって低い状態にあるとき、下層の大気は上層へ移動しやすい。このような状態を「不安定」という。また、温度分布が逆の場合は、下層の大気は上層へ移動しにくい。このような状態を「安定」という。例えば、晴れた日の日中は、地表面が太陽光線で暖められ、それにより周辺大気も暖められるので下層の大気の方が上層より気温が高い状態になる。これが夜間になると、地表面は放射冷却現象により冷却され、それに伴い周辺大気も冷却されることから、下層の大気

の方が上層より気温が低い状態になる。このような大気の安定性の度合いを大気安定度といい、大気汚染と関係が深い。

大気汚染防止法（たいきおせんぼうしほう）

該当カテゴリ：環境一般、大気質

工場及び事業場における事業活動並びに建築物等の解体等に伴うばい煙、揮発性有機化合物及び粉じんの排出等を規制し、有害大気汚染物質対策の実施を推進し、並びに自動車排出ガスに係る許容限度を定めること等により、国民の健康を保護するとともに生活環境を保全し、並びに健康被害が生じた場合における事業者の損害賠償の責任について定めることにより、被害者の保護を図ることを目的とした法律。

大気拡散（たいきかくさん）

該当カテゴリ：大気質

煙突から排出された煙や排ガスが、風によって運ばれながら、大気と混合して、薄まりながら広がること。大気を持つ性質のうち、拡散や希釈作用を持つものは「風速」と「乱れ」で、最大着地濃度は、有効煙突高の二乗に反比例し、排出量に比例する。境影響評価では、発生源の種類、気象条件を勘案して、種々の拡散モデルを使用して、大気的环境濃度を推計している。

ダウンウォッシュ（だうんうおっしゅ）

該当カテゴリ：大気質

煙突からの排出ガスの吐出速度が周囲の風速よりも小さく、また、排煙温度が低い場合には、煙はあまり上昇せず、煙が煙突の風下側に生じる空気の流れに巻き込まれ、急激に地上に降下することがある。これにより、煙突直下の汚染濃度が著しく高まる現象をダウンウォッシュという。これを避けるには、吐出速度を大きくする、煙突を高くする、煙突出口の形状を工夫する等の方法がある。

ダウンドラフト（だうんどらふと）

該当カテゴリ：大気質

煙突からの排出ガスの吐出速度が周囲の風速よりも小さく、また、排煙温度が低い場合には、煙はあまり上昇せず、風下にある建造物の後ろで生じる渦に巻き込まれて降下し、滞留を起こすことがある。この現象をダウンドラフトという。

改善策として煙突高を周囲の建造物より高くする、吐出速度を高めるなどの措置が有効とされる。

短期的評価（たんきてきひょうか）

該当カテゴリ：大気質

大気汚染に係る環境基準の適否の評価方法の一つ。

環境基準と1時間値又は1日平均値とを比較して評価する。浮遊粒子状物質、二酸化窒素、一酸化炭素及び光化学オキシダントの環境基準への適否について評価を行う際に使用する。

→長期的評価

窒素酸化物（NO_x）（ちっそさんかぶつ）

該当カテゴリ：大気質

NO_x (Nitrogen Oxide) ともいう。窒素原子 (N) と酸素原子 (O) の化合物の総称。

窒素酸化物は、空気中で石油や石炭等の物の燃焼、合成、分解等の処理を行うとその過程で必ず発生するもので、燃焼温度が高温になるほど大量に発生する。その代表的なものは、一酸化窒素 (NO) と二酸化窒素 (NO₂) であり、発生源で発生する窒素酸化物は90%以上がNOである。窒素酸化物は、高温燃焼の過程でまずNOの形で生成され、これが大気中に放出された後、酸素と結びついてNO₂となる。この反応はすぐに起こるものではないことから、大気中ではその混合物として存在している。発生源としては、ばい煙発生施設等の固定発生源と、自動車等の移動発生源がある。

窒素酸化物は人の健康に影響を与える。また、紫外線により炭化水素と光化学反応を起こし、オゾンなど光化学オキシダントを生成する。

→二酸化窒素

中央値（ちゅうおうち）

該当カテゴリ：環境一般

測定値を大きさの順に並べたとき、その中央に当たる一つの値。または中央の二つの平均値。

長期的評価（ちょうきてきひょうか）

該当カテゴリ：大気質

大気汚染状況に関する環境基準の評価の一つ。

環境基準による大気汚染の評価手法には測定結果の年間の平均値と環境基準値とを比較する年平均値と、測定結果のうち特定の値と環境基準値とを比較する年間 98%値、2%除外値がある。

→短期的評価

低公害車（ていこうがいしゃ）

該当カテゴリ：環境一般

窒素酸化物（NO_x）や粒子状物質（PM）等の大気汚染物質の排出が少ない、又は全く排出しない、燃費性能が優れているなどの環境にやさしい自動車をいう。燃料電池自動車、電気自動車、天然ガス自動車、ハイブリッド自動車、プラグインハイブリッド自動車などの次世代自動車に、低燃費かつ低排出ガス認定車などの環境性能に優れた従来車を含む。

低騒音型建設機械（ていそうおんがたけんせつきかい）

該当カテゴリ：騒音・超低周波音

建設工事に伴う騒音・振動対策として、騒音が相当程度軽減された建設機械として、国土交通省が指定する。

建設工事等の現場周辺の住民の生活環境の保全を図るとともに、建設工事等の円滑化に寄与することを目的とする「低騒音・低振動型建設機械の指定に関する規程」に基づき、1997（平成9）年より国土交通省が低騒音型建設機械の指定を行っている。低騒音型建設機械としては、ブルドーザー、バックホウ、トラクターショベル、クローラクレーンなどの基準値が定められている。

低振動型建設機械（ていしんどうがたけんせつきかい）

該当カテゴリ：振動

建設工事等の現場周辺の住民の生活環境の保全を図るとともに、建設工事等の円滑化に寄与することを目的とする「低騒音・低振動型建設機械の指定に関する規程」に基づき、1997（平成9）年より国土交通省が低振動型建設機械の指定を行っている。低振動型建設機械としては、バックホウ、バイプロハンマ（単体）などの基準値が定められている。

等価騒音レベル（とうかそうおんれべる）

該当カテゴリ：騒音・超低周波音

ある時間範囲について、変動する騒音レベルをエネルギー的な平均値として表したものの。時間的に変動する騒音のある時間範囲Tにおける等価騒音レベルは、その騒音の時間範囲における平均二乗音圧と等しい平均二乗音圧をもつ定常音の騒音レベルに相当する。単位は dB（デシベル）。

道路交通振動（どうろこうつうしんどう）

該当カテゴリ：振動

自動車が道路を通行することに伴い発生する振動をいう。

振動規制法では、指定地域内における道路交通振動について、区域及び時間の区分により限度（道路交通振動の要請限度）が定められている。道路交通振動の要請限度との比較は、5秒間隔で連続して測定して得た値を100個得て、その測定値の80パーセントレンジの上端の数値（L10）を、昼間及び夜間の区分ごとにすべてについて平均した数値で行う。

特定悪臭物質（とくていあくしゅうぶつしつ）

該当カテゴリ：悪臭

規制地域内の工場・事業場の事業活動に伴って発生する悪臭物質の排出の規制を目的とした悪臭防止法第2条第1項において「不快なにおいの原因となり、生活環境を損なうおそれのある物質」とされているもので、現在、アンモニアや硫化水素等22物質を指定している。

特定建設作業（とくていけんせつさぎょう）

該当カテゴリ：騒音・超低周波音、振動

建設工事として行われる作業のうち、著しい騒音や振動を発生する作業であって、騒音規制法又は振動規制法に定められている。騒音規制法では8項目、振動規制法では4項目の作業が定められており、それらの作業は、騒音規制法又は振動規制法の規制を受ける。騒音または振動レベルの規制の場合、それぞれ敷地境界線で、騒音レベルは85dB、振動レベルは75dBを超えないこととされている。レベルの規制以外に1日の作業時間、連続しての作業日数、届け出などの定めがある。

特定工場（とくていこうじょう）

該当カテゴリ：環境一般、大気質、騒音・超低周波音、振動

環境関係法令で特定工場には、次に示すようなものがある。

(1) 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律に定める工場、すなわち製造業、エネルギー

一（電気・ガス・熱）供給業を行う工場で政令が定めるばい煙、粉じん、汚水、騒音、振動の発生又は排出施設を設置するものをいう。特定工場は公害防止組織を整備する（公害防止管理者の任命等）義務がある。

（2）大気汚染防止法で総量規制の対象施設を設置する工場（同法第5条の2）。

（3）騒音規制法又は振動規制法で定められた特定施設（騒音規制法第2条、振動規制法第2条）を設置する工場又は事業場。

特定施設（とくていしせつ）

該当カテゴリ：環境一般、大気質、騒音・超低周波音、振動

大気汚染、水質汚濁、騒音等の公害を防止するために各種の規制法は、「特定施設」という概念を設けている。

（1）大気汚染防止法では、化学的処理に伴い発生する物質のうち人の健康や生活環境に係る被害を生ずるおそれがある特定物質を発生する施設（同法第17条）。ばい煙発生施設は除かれる。

（2）水質汚濁防止法では、健康に被害を生ずるおそれがある物質を含む、又は生活環境項目について生活環境に係る被害を生ずるおそれがある程度の汚水又は排水を排出する施設（同法第2条第2項）をいう。

（3）騒音規制法では、工場又は事業場に設置される設備であって、著しい騒音を発生する施設（同法第2条第1項）をいう。

（4）振動規制法では、工場又は事業場に設置される設備であって、著しい振動を発生する施設（同法第2条第1項）をいう。

な行（な～の）

二酸化硫黄（SO₂）（にさんかいおう）

該当カテゴリ：大気質

硫黄分を含む石油や石炭の燃焼により生じ、かつての四日市ぜんそくなどの公害病や酸性雨の原因となっている。

二酸化炭素（CO₂）（にさんかたんそ）

該当カテゴリ：大気質

温室効果ガスの一つ。

石炭、石油、天然ガス、木材など炭素分を含む燃料を燃やすことにより発生する。大気中の二酸化炭素は、エネルギーの大量消費が始まる産業革命までのおよそ1万年間は280ppm程度で安定していたが2005（平成17）年には379ppmに達している。この二酸化炭素濃度の増加が、地球温暖化の主要因であると考えられている。

二酸化窒素（NO₂）（にさんかちっそ）

該当カテゴリ：大気質

大気中の窒素酸化物の主要成分。物の燃焼で発生した一酸化窒素が空気中で酸化して生成する。二酸化窒素は、高濃度で呼吸器に影響を及ぼすほか、酸性雨及び光化学オキシダントの原因物質になるといわれている。

→窒素酸化物（NO_x）

日平均値の年間98%値（にちへいきんちのねんかんきゅうじゅうはちぱーせんとち）

該当カテゴリ：大気質

年間における二酸化窒素の1日平均値のうち、低い方から98%に相当するものを指す。

1日平均値の年間98%値が0.06ppm以下の場合は環境基準が達成され、0.06ppmを超える場合は環境基準が達成されていないものと評価する。

日平均値の年間2%除外値（にちへいきんちのねんかんにばーせんとじょがいち）

該当カテゴリ：大気質

年間にわたる1時間値の1日平均値のうち、高い方から2%の範囲にあるもの（365日分の測定値がある場合は7日分の測定値）を除外した最高値を指す。

環境基準による二酸化硫黄、一酸化炭素又は浮遊粒子状物質の年間にわたる長期的評価の方法。

は行（は～ほ）

ばい煙（ばいえん）

該当カテゴリ：大気質

大気汚染防止法では、燃料その他の物の燃焼に伴い発生する硫黄酸化物、燃料その他の物の燃焼または熱源としての電気の使用に伴い発生するばいじん（ボイラーや電気炉等から発生するすすや固体粒子）及び物の燃焼、合成、分解その他の処理に伴い発生する物質のうち、カドミウム及びその化合物、塩素及び塩化水素、フッ素、フッ化水素及びフッ化ケイ素、鉛及びその化合物並びに窒素酸化物を総称している。

ばい煙については、大気汚染防止法による排出基準が定められている。

排出基準（はいしゅつきじゅん）

該当カテゴリ：大気質

大気汚染防止法に基づく、ばい煙発生施設、揮発性有機化合物排出施設の排出口における大気汚染物質濃度の許容限度をいう。現在排出基準の設定されている大気汚染物質として、硫黄酸化物、ばいじん及び有害物質（窒素酸化物、カドミウム及びその化合物、塩素及び塩化水素、フッ素、フッ化水素及びフッ化ケイ素並びに鉛及びその化合物）、揮発性有機化合物がある。

排出基準には国が定めた全国一律の基準と都道府県が一定の区域を限って条例で定める上乗せ基準とがある。国の定める排出基準のうち硫黄酸化物の規制は、全国をいくつかの地域に分け、各地域ごとに煙突などの排出口の高さに応じ1時間ごとの硫黄酸化物の排出許容濃度を定めている（K値規制方式）。一方、ばいじん、窒素酸化物などの排出基準は、ばい煙発生施設の種類、施設の規模ごとに排出ガス中の濃度について有害物質の種類と施設の種類ごとに許容限度を定めている（濃度規制）。硫黄酸化物とばいじんにつき大気汚染が特に深刻な過密地域における新設施設に対し特別排出基準がある。これらの排出基準を超えてばい煙を排出した場合には、改善命令、一時停止命令を都道府県知事よりばい煙を排出するものに対して発することができるほか、罰則も課せられる。

また、同様の趣旨の基準として、水質汚濁防止法では排水基準、騒音規制法、振動規制法、悪臭防止法では規制基準がある。

ばいじん（ばいじん）

該当カテゴリ：大気質

工場・事業場から発生する粒子状物質のうち、燃料その他の物の燃焼等に伴い発生する物質。

バックグラウンド（ばくくぐらうんど）

該当カテゴリ：環境一般、大気質、悪臭、騒音・超低周波音、振動、水質、底質、地下水等、地形・地質、地盤、土壌等

事業の実施によって環境の状態がどのように変化するかを予測する場合は、当該事業による影響を受けていない状況での代表的な環境の状態に、事業によって発生する環境負荷の寄与分を加算して予測を行う。この「当該事業による影響を受けていない状況での代表的な環境の状態」のことをバックグラウンドという。

パフモデル（ぱふもでる）

該当カテゴリ：大気質、悪臭

大気汚染の拡散モデルの一つ。煙源から瞬間的に排出された大気汚染物質の塊をパフという。時間とともに移送・拡散の状況を予測するモデル。移送・拡散の場を非定常と考え、ある時刻の濃度分布とパフの排出量を初期条件として、次の時刻での移送・拡散を逐次計算方式で求める。気象条件の時間的、空間的变化に近似的に対応が可能。非定常、非均質の場に適用できる。

PM（粒子状物質）（ピーえむ（りゅうしじょうぶっしつ））

該当カテゴリ：大気質

Particulate Matter の略称。粒子状物質ともいう。

さまざまな種類や大きさ（粒径）の粒子の総称。発生源としては、人為起源と自然起源とに分けられ、さらに、人為起源は、工場・事業所及び家庭等からの固定発生源と、自動車、船舶及び航空機による移動発生源とに分けられる。

PMのうち、大気中に浮遊するものが浮遊粒子状物質（SPM：Suspended Particulate Matter）で、粒径が10マイクロメートル以下の粒子についての環境基準が定められている。

一方、粒径2.5マイクロメートル以下の超微粒子はPM2.5と呼ばれ、肺の奥まで入りやすく、肺がん、呼吸系への影響に加え、循環器系への影響が懸念されており、中央環境審議会における審議を経て、2009（平成21）年9月、PM2.5に係る環境基準が告示された。

PM2.5（ピーえむにーてんご）

該当カテゴリ：大気質

微小粒子状物質ともいう。

大気中に浮遊する粒子状物質のうち、粒径が2.5マイクロメートル以下の小さな粒子状物質のこと。呼吸器の奥深くまで入り込みやすいことなどから、人への健康影響が懸念されており、中央環境審議会における審議を経て、2009（平成21）年9月、PM2.5に係る環境基準が告示された。

ppm（ピーピーえむ）

該当カテゴリ：大気質

part per million の略。

濃度の単位で、100 万分の1を1 ppm と表示する。例えば、1 m³の空気中に1 cm³が混じっている場合の物質の濃度を1 ppm と表示する。

風配図（ふうはいず）

該当カテゴリ：大気質

ある地点の風向（風速）の統計的性質を示すために用いられる。各方位別に風向（風速）の出現頻度を線分の長さで示したもの。環境影響評価では主に風向のみが扱われる。

浮遊粉じん（ふゆうふんじん）

該当カテゴリ：大気質

空気中に浮遊する粒子で、発生源は天然と人工源がある。大気汚染防止法では、浮遊粉じんのうち、粒径が10 マイクロメートル以下のものを浮遊粒子状物質という。

→粉じん、浮遊粒子状物質

浮遊粒子状物質（SPM）（ふゆうりゅうじょうぶつしつ）

該当カテゴリ：大気質

SPM（Suspended Particulate Matter）ともいう。

大気中に浮遊する粒子状の物質（浮遊粉じん、エアロゾルなど）のうち粒径が10 μm（マイクロメートル：μm=100 万分の1m）以下のものをいう。

→浮遊粉じん、粉じん

フミゲーション（ふみげーしょん）

該当カテゴリ：大気質

いぶし現象ともいう。安定気層内では、大気の乱れが弱く、汚染物質が上空に運ばれても、やがて沈降するので、高濃度が発生する。特に、冬季における接地逆転が、地面の太陽放射による温度上昇で崩れる際に出現する早朝の現象をいう。

プルームモデル（ぷるーむもでる）

該当カテゴリ：大気質、悪臭

大気の拡散モデルの一つ。

移送・拡散の現象を煙流（プルーム）で表現する。風、拡散係数、排出量等を一定とした時の濃度分布の定常解を求める。正規型と非正規型の式がある。計算が比較的容易で、長期平均濃度の推定に適している。定常の場合、濃度の空間分布を求めるのに適している。

粉じん（ふんじん）

該当カテゴリ：大気質

大気中に浮遊する固体の粒子の総称。大気汚染防止法では粉じんは「物の破碎や選別などの機械的処理・堆積に伴い発生しまたは飛散する物質」と定義され、燃焼、化学反応などで生じる「ばいじん」と区別される。なお、粉じんのうち、人の健康に被害を生ずるおそれのあるもので、大気汚染防止法施行令により指定されたものを「特定粉じん」（現在、石綿（アスベスト）を指定）という。また、特定粉じん以外の粉じんを「一般粉じん」という。

→浮遊粉じん、浮遊粒子状物質

や行（や～よ）

有害物質（ゆうがいぶつしつ）

該当カテゴリ：環境一般、大気質、水質、底質、地下水等、地形・地質、地盤、土壌等

人の健康に害を及ぼす可能性のある物質を指し、大気汚染防止法や水質汚濁防止法などでそれぞれ

定義されている。

大気汚染防止法では、「物の燃焼、合成、分解その他の処理（機械的処理を除く。）に伴い発生する物質のうち、カドミウム、塩素、フッ化水素、鉛その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある物質で政令で定めるもの」に対して排出基準が設けられているほか、継続的な摂取が健康を損なうおそれのある物質を「有害大気汚染物質」として、対策の推進が規定されている。

水質汚濁防止法では、「カドミウムその他の人の健康に被害を生ずるおそれのある物質で政令で定めるもの」を「有害物質」とし、特定施設を有する事業場に対する排水基準が定められている。

土壌汚染対策法では、「鉛、砒素、トリクロロエチレンその他の物質であって、それが土壌に含まれることに起因して人の健康に係る被害を生ずるおそれがあるものとして政令で定めるもの」を「特定有害物質」として、土壌の特定有害物質による汚染の状況の把握や人の健康に係る被害の防止に関する措置等が定められている。

有効煙突高（有効発生源高）（ゆうこうえんとつこう（ゆうこうはっせいげんこう））

該当カテゴリ：大気質

煙突実体高と排ガス上昇高との和で算出するもので、大気拡散計算の基礎となるもの。排ガス上昇高の算出は、有風時にはコンケイウ式（CONCAWE 式）、無風時にはブリッグス式（Briggs 式）を用いることが多い。

要請限度（自動車騒音の）（ようせいげんど（じどうしゃそうおんの））

該当カテゴリ：騒音・超低周波音

騒音規制法においては、市町村長は指定地域内で騒音の測定を行った場合に、その自動車騒音がある限度を超えていることにより道路周辺の生活環境が著しく損なわれていると認められるときは、都道府県公安委員会に対して、道路交通法に基づく対策を講じるよう要請することができるとしている。この判断の基準となる値を要請限度という。

要請限度（道路交通振動の）（ようせいげんど（どうろこうつうしんどうの））

該当カテゴリ：振動

振動規制法においては、市町村長は指定地域内で振動の測定を行った場合に、その道路交通振動がある限度を超えていることにより道路周辺の生活環境が著しく損なわれていると認められるときには、道路管理者などに道路交通振動の防止のための舗装などの対策を執るべきことや、都道府県公安委員会に対して道路交通法に基づく対策を講じるよう要請することができるとしている。この判断の基準となる値を要請限度という。